

議案第56号

日野町個人情報保護条例の一部改正について

日野町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年9月7日提出

日野町長 景山 享弘

日野町個人情報保護条例の一部改正が必要な理由と概要

1 条例制定の背景

日野町では既に個人情報保護条例を定めているところであるが、番号法では目的外利用、外部への提供等、一般の個人情報とは一部異なる扱いとすることとしており、地方公共団体にも番号法31条にて国等と同様の措置を講ずるよう求めている。日野町においても法律と同様の取扱いとするため条例を改正し対応するものである。

2 内容

(1)用語の定義(第2条)

- ア 特定個人情報 個人番号を含む個人情報。
- イ 情報提供等記録 どの機関の間でどの特定個人情報がやりとりされたかを記録したもの。

(2)個人情報の利用及び提供の制限(第8条から第8条の3)

- ア 特定個人情報の目的外利用は生命、身体、財産の保護のために必要な際のみ認める。
- イ 番号法では別表第2により他市区町村や国等に所得額や福祉等の情報のやりとりができることとされているが、同一執行機関内においてもこれを可能とするよう規定する。
- ウ 特定個人情報の外部への提供は法令に定められたもの以外は一切禁止することとした。

(3)本人による開示請求等の手続き

- ア 本人情報の開示請求は特定個人情報については本人の委任があれば法定及び任意の代理人による請求を可とした。(第12条～第13条)
- イ 個人番号について不正な取り扱いがあった以下の場合の利用停止請求等について定めた(第23条～第25条)
 - ・第8条の2に規定する特定個人情報の利用制限違反
 - ・番号法第20条に規定する収集制限違反
 - ・番号法第28条に規定する特定個人情報ファイル作成制限違反
 - ・第8条の3に規定する特定個人情報の提供制限違反 停止
- ウ 開示した場合の手数料については、減免ができることとした。(第29条)

} 停止または消去

(4)情報提供等記録 情報提供等記録はどの機関とどういうやりとりをしたものか記録するものであるの で他の特定個人情報とは取扱いを異なるものとする。

- ア 目的外利用 一切禁止(第8条の2)
- イ 利用停止請求 情報提供等記録は不法・不正な利用や提供がされていないか確認するため必要なものであるため利用停止請求が可能な特定個人情報から除外した。(第23条)
- ウ 訂正した際は照会者及び提供者、情報提供ネットワークを管理する総務大臣に通知が必要。(第28条)

(5)その他引用ずれなどを改めた。

3 附則規定

平成27年10月5日(番号法の施行の日)から施行する。

日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日野町個人情報保護条例(平成13年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、その保有する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第8条の2 実施機関は、特定個人情報を、その収集した目的以外の目的のために利用してはならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、その収集した目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、番号法別表第2の1の欄に該当する情報照会者と第3欄に該当する情報提供者が日野町内の同一実施機関である場合に、第4欄に掲げる特定個人情報を第2欄に掲げる事務を処理するために利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないものとする。

(開示請求権)

第12条 略

2 略

3 前2項の規定による開示請求(特定個人情報に係るものを除く。)は、当該自己情報に係る本人(次条第2項、第14条及び第20条第1項において「本人」という。)又は遺族等がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人によりすることができる。

4 法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって特定個人情報に係る開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる

(開示請求権)

第12条 略

2 略

3 前2項の規定による開示請求は、当該自己情報に係る本人(次条第2項、第14条及び第20条第1項において「本人」という。)又は遺族等がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人によりすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる

事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 代理人により開示請求(特定個人情報に係るものを除く。)をする場合は、その理由

(4) 略

2 略

3 特定個人情報の開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る特定個人情報の本人であること(前条第4項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る特定個人情報の本人の代理人であることを)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 略

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、当該開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2及び3 略

(利用の停止等の請求)

第23条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号の1のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第7条の規定に違反して収集されたとき。

事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 代理人により開示請求をする場合は、その理由

(4) 略

2 略

3 略

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、当該開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2及び3 略

(削除の請求)

第23条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第8条又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

第24条 削除。

(訂正等の請求の手続)

第25条 第22条の訂正又は第23条の規定による措置(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 代理人による訂正等請求する場合は、その理由(特定個人情報に係るものを除く)

(4) 略

2 第12条第3項及び第4項並びに第13条第2項及び第4項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第26条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第13条第4項の規定

(中止の請求)

第24条 何人も、第8条の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(訂正等の請求の手続)

第25条 第22条の訂正、第23条の削除又は前条の目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 代理人による訂正等請求する場合は、その理由

(4) 略

2 第12条第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第26条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第13条第3項の規定

により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 略

(訂正等の実施)

第28条 略

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。

(手数料等)

第29条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(適用除外等)

第36条 略

2 他の法令等(公開条例を除く。)に個人に係る情報の開示の請求に関する規定がある場合における個人情報(特定個人情報を除く。)の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 略

(訂正等の実施)

第28条 略

(手数料等)

第29条 略

2 略

(適用除外等)

第36条 略

2 他の法令等(公開条例を除く。)に自己情報の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。